

(様式第1号)

平成27年度 第1回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 会議録

日 時	平成27年6月1日(月) 15:00~17:00
場 所	市役所 北館2階 会議室2
出席者	会 長 岩槻知也 副会長 清水章子 委 員 吉川博美, 林貞男, 朝倉己作, 平田由美子, 植田多江子(順不同) 欠席委員 山崎 修 事務局 北川加津美 市民生活部長 本間 慶一 人権推進課長 阿曾 直子 人権推進係長
事務局	人権推進課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
 - ア 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定について
 - ・第3次総合推進指針への課題と構成について
 - ・近隣市の策定状況について
 - ・人権についての市民・職員意識調査の結果について

2 提出資料

- (1) 資料1 第1回懇話会次第
- (2) 資料2 懇話会委員名簿
- (3) 資料3 構成・骨子案
- (4) 資料4 他市事例(表)
- (5) 資料5 計画策定スケジュール
- (6) 資料6 市民意識調査報告書
- (7) 資料7 職員意識調査報告書
- (8) 資料8 第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針

3 審議経過

○配布資料確認

○第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定について資料説明

岩槻会長) 多くの内容があるので情報が錯綜している部分もあるかもしれませんが、どんな点からでもよいので何か意見があればおねがいします。

朝倉委員) 障がい者に関して、国の方で差別禁止が掲げられ来年から義務ということで、特に合理的配慮についてこれがどういうものか方向性が国から出るとのことですが、これについて何か情報をつかんでおられますか。秋にはクリアするという話ですが、そうなるとこの指針にも入ってくるのではないのでしょうか。どのように組み込むのか、特に役所が行うことについても守る義務が生じてきます。市ではどのように考えているのでしょうか。

事務局) ちょうどその前段階として、障がい者の差別解消支援地域協議会を立ち上げ、そこで練って行くことになると思います。

朝倉委員) ではまだ具体的な段階には入っていないということですか。

事務局) 人権推進課からも参加していますが、まだ具体という段階ではありません。今日ここで意見をいただき、今後所管課にヒアリングをするなかでどこまで盛り込んでいけるか時間をかけて検討し、時期が来ればみなさんにもフィードバックしていきたいと思っています。

岩槻会長) そうした情報もふまえたうえでの指針になるとは思いますが、やはりまだはつきりしていない状況ということですか。

事務局) 所管の方からは、まだまだはつきりした情報はないと聞いています。

林委員) 同性婚について最近報道などで見かけますが、どこに入るのかは分かりませんが、どこかに盛り込まなくていいのですか。

芦屋市でそのような申請があった場合、どのように取り扱うのでしょうか。男性同士の場合でも代理母を立てて出産をするなどという話も報道されていますが。

事務局) 兵庫県が人権文化を進めるための啓発冊子を作っており、性同一性障害者、LGBTといったことの人権についてもふれています。

本市の場合そのような相談があったかどうかは把握できていませんが、報道などを見る限りでは今後増えてくるのではないかと感じています。

林委員) 人権という観点で見ると、生まれてくる子どもがかわいそうだ。大人はどのような家庭でも築けるが、生まれてくる子どもは家庭を選べません。代理母によって海外で生まれた子どもはどうなるのか、人権問題に関わってくるのではないのでしょうか。

事務局) そのあたりは、市の施策として具体的にどうするかという視点ではなく、正しい理解や情報の提供などといった点を盛り込むことになるのではないかと感じています。県の冊子もご覧ください。

吉川委員) わたしは男女共同参画団体協議会として出席しているが、協議会の中では「ジ

エンダーフリーの会」の代表をしています。先ほどのLGBTの話題が新聞に載らない日はないほどになっております。先日、文科省が通知を出し、LGBTに関する理解を深め、子どもの世界で潜在しているいじめを無くそうとするものです。

今日はLGBTがどういうものかということや性的少数者の子どもに先生が理解者になりましょうといった内容の文科省の通知に関連した新聞記事をコピーして持ってきているので、よければ資料配布したいと思います。LGBTの人は13人に1人潜在していると言われており、その人たちの人権をどのように守り、誰もが自分自身の性を自己尊重感を持って学校や社会の中で容認していこうとするものです。

また、西宮の教育委員会が人権教育委員会と一緒に作成した、小中学校の教員に向けた理解促進用のパンフレットも持ってきました。実際に教育にたずさわる現場の先生がどのように理解し指導していけばいいか、自分の性の認識、セクシャリティに子どもの段階から違和感を感じている子どもがいじめにあったり、自分の行く手を阻まれることのないようサポートできるように、といった内容となっています。

世界で見ればさほど驚くことでもなくなりつつある問題が、まだ日本では違和感が多くあり、人権が尊重されていないことが多いと思いました。

岩槻会長) 大きな問題としてようやく取り上げられるようになったと思うので、この指針のなかでも触れていくべき問題なのではないかと、話をうかがっていて感じました。

どのような形で盛り込んでいくべきかは整理が必要ですが、大きな問題として取り上げていくことが重要です。

清水副会長) LGBTをよく知ろうという内容の冊子を芦屋人権教育推進協議会から各保育所、幼稚園、小中高に配布しており、先生がどのように研修するかというところまでは話を持っていています。

また、性同一性障害とここには記載されていますが、昨年5月から法律的に性別違和という名称になったことから、最新の名称に変更するのがいいのではないのでしょうか。

先生の研修のなかでも、当事者が来て体験や苦悩を話してもらいましたが、先生のなかにはなかなか理解できず、先生としても研修をしっかり積まなければ相手の気持ちが分からない大きな問題だと思います。研修や知識を深め、先生の理解があり生徒と一緒に考えていく、暮らしやすい環境にしていく、理解をもって子どもに接していくといった部分を芦屋市として深めていけるように、もう少し掘り下げてその他の問題として置いておかず、性別違和として取り上げてはどうでしょうか。

岩槻会長) 性別違和としてひとつ挙げられるのではないかとという提案ですね。

朝倉委員) 障がいや高齢者に絡む部分として、成年後見にふれられていないのではないのでしょうか。芦屋市は市民講座もつくり進めていただいています。また、社協では来年春を目途に法人後見の検討も進めていただいています。せっかく市も動いているのだし、周知すべく掲載してはどうでしょうか。

事務局) 総合計画でも掲載していたと思うので、掲載したいと思います。

岩槻会長) 骨子案4ページにソーシャルインクルージョンが出てきていますが、これは世界的にも重要視されている概念で、障がいに限らずすべての人権の問題、社会的排除をなくしていくという概念であり、すべての人権問題にかかわってくるものなので、それを念頭に取って扱ってはどうか。

植田委員) 19ページ上から4行あたり、実際の状況としてより正確に記載するべきではないかと感じました。「今なお、在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人の多くが民族的偏見や差別意識から、本名ではなく通名(日本名)を名乗らざるを得ない」とありますが、次期指針では事実をより正確で自然な形で記載されるべきではないでしょうか。

岩槻会長) この点について実態的な部分をつかんでいるのでしょうか。在日韓国・朝鮮人の場合とその他国籍の外国人では違ってくる部分もあるのではないかと思います、何か実体的なものをつかんでいるのであればうかがいたいと思います。

植田委員) 今後指針を出していく時点で、そのあたりを把握して最新の事情で書かれるべきではないかという意味です。

事務局) 最新の状況は把握できていませんが、平成21年度あたりに外国人意識調査をしており、それ以降は何も調査していないといった状態です。

岩槻会長) それ以降どこまで明らかにできるか、難しいとは思いますがお願いします。

植田委員) 各学校でもブラジルやペルー、フィリピンなどの子が来たときは、その国の名前と呼んでいると聞いています。

平田委員) 子どもの人権について、子育て世代の不安解消と地域全体での子育て支援体制の推進とありますが、以前よりは地域全体で見守りや支援をしようという理解が進んできてはいるものの、まだまだそうした地域力は弱いと感じます。地域の人に対する理解を深めるPRや啓発の場を設けていただければと思います。

岩槻会長) そうした方向の考えはあるのですか。

事務局) 核家族化が進み、家庭で子どもを見守れないという部分を地域でサポートするという流れができつつあり、それに対する地域での取り組みなどを行政で集約していると聞いていますので、状況を聞き取り、広めていく作業になると思います。

平田委員) 地域のなかには最近が高齢者が多いと思うので、そうした力を借りつつ、子どもと高齢者でお互いに見守れるような体制づくりが必要です。地域差もあると思うので、これから少しでもいい方向に向けて協力体制ができればと思います。

岩槻会長) ソーシャルインクルージョンにも関係してきますが、排除しないためにはどうやってつながっていくかが大切です。どうやってつながりをつくっていくかが課題といえます。

清水副会長) 高齢者の人権の13ページですが、「充実します」では頑張ります程度のイメージになるのではないのでしょうか。認知症への偏見や理解促進が難しいなかで、認知症支援のオレンジリングがもらえる研修会などが行われるものの、他市に比べると

オレンジリングの啓発が芦屋市は遅れています。できれば自治会も含めて一緒に地域のなかで支えあっていけるようにという面を強調していただけないでしょうか。

林委員) 老人会だけでやるとスケールが小さくなるので、やはり自治会や社協や子ども会などが協力したイベントを催し、そのなかでみんながやりがいを感じられるようなものをつくりだせればと思います。市としての大きなイベントが必要だと感じています。

朝倉委員) 今の話などは役所の立場は縦割り型なのでなかなかできない部分でしょう。それこそ市民活動センターなどが横軸となつてつなぐように動き、民間が実践してみせて行政に支援を求めるといった形が一番の成功への道ではないでしょうか。

こうした場なども活用し、いろいろな接点を持つていくことが必要です。

岩槻会長) 地域の自治会は活発に活動をしており、自治会全体で老人会や民生委員などが集まり毎年交流会を行い、地域の実情を把握し情報を共有しています。一緒に動ける部分は動きながら、知り合っていく仕組みができています。

自主的に広がって行けばいいのですが、地域によっては広がらない場所もあり、それをどうしていくかが課題です。基本的にはそこに住んでいる人が自主的につながればいいのですが。

朝倉委員) 市民活動センターも市につくっていただいた場ですが、登録団体は百数十あり、やりたいことなどがあれば、ここに投げかけてみると手が挙がってくるかもしれません。

清水副会長) いろんな団体が一緒になってやっていくのが重要です。ふれあい喫茶を広く高齢者から障がい者までの居場所づくりとして、そこに行けば誰かがいて話ができお茶も飲めるという場所として設けることになりました。そこから、自治会の援助や社協、高齢者生活支援センターの参加など徐々に膨らんでいく流れができました。やはり市民が声をあげていくということが重要です。

岩槻会長) すべての人権の課題に通じる部分だと思います。

では次の議題に移りたいと思います。

○事務局より人権についての市民・職員意識調査の結果について資料説明

岩槻会長) 説明のあった調査結果について質問や意見はあるでしょうか。

清水副会長) 49ページの間19、同和問題の解決について、そつとしておけばいいという人が多くて驚きました。自分は関係ないという意識なのかと思いますが、どの差別問題もそつとしておけば自然になくなるものなどありません。やはり研修がとても大切ですが、研修にも行ったことがないという結果もあることから、そうした部分から出た結果かと思っています。

市民のなかの研修はできるだけ来てもらえるようなものを考えながら啓発活動を重点的に行わなければならないと思います。いかに来てもらうかが課題だと感じました。

岩槻会長) 自然になくなるという考えは、自分の問題としてつながっていないということでしょう。職員調査で研修に4割近くが参加しておらず、市民では75%が参加していません。

研修に出れば結構効果があるという調査結果が以前に出ていたと思うので、参加したくなるように啓発活動を進めなければならないでしょう。

朝倉委員) 情報発信は、ここにいる団体がまずは一番最初の発信になると思います。障がいに関しては、知的障がい者と警察の間で問題が起き1人亡くなった事件を受け、知的障がいと警察に関する啓発パンフレットが作成され、全国の警察に配布されています。まずは自分たち団体から情報を発信し、浸透していくことを考えなければならないでしょう。

市では障がい全体の理解啓発のパンフレットをつくっていただき、PRをしていたと思いますが、今回は知的障がいの団体としてこうしたものを作成しました。

平田委員) 31ページ、子どもの人権を守るために特に必要なものとして、52.8%が家庭内の人間関係を安定させるとありますが、これは誰でもそう思っていると思うものの、今の状況をみるとシングルマザーの貧困などの話をよく目にします。安定しない家庭の子どもが今の社会には多くおり、意識と現実がずれていると感じました。今の社会や状況に応じた研修が必要なのではないのでしょうか。

岩槻会長) 安定させたい気持ちはあってもそれを許さない状況が現実にはあるということでしょうか。家庭生活を安定して送れるようにすることがまずは重要という話にもなっていくと思います。

日本のひとり親家庭の困窮度は世界的に見てもダントツだといわれています。そうした支援制度づくりもふまえて設問がなされるべきかもしれません。

林委員) 45ページ、高齢者の人権を守るために必要なこととして、他の世代との交流を深めるとありますが、われわれは中学生との交流は時折催しており、こうした催しをもっとあればいいと思いますが社協や学校が主催だったりとばらばらで、行政としては何かいい知恵はないもののでしょうか。なかなか好評で2回目も検討されているほどです。

事務局) 各学校や学校教育課などにヒアリングしますので、そこで情報を集めてみます。担当課としては、人権の花運動を行っており、これは幼稚園に種や土を配り育ててもらい、それを高齢者施設に持っていき交流するといった取り組みをしています。

朝倉委員) 芦屋大学のグランド跡地が市営住宅と福祉施設ができるとありますが、福祉施設は高齢者と障がいの者の施設なので、そこでふれあえるようなスペースを取ってくれるようお願いしているところです。

近隣には幼稚園もあるので、子どもが来ればひとつの建物に幅広い世代が集まる場所になるのではないのでしょうか。まちづくりの一環としてそうした環境ができ、ひとつのモデルケースにできればと思います。

岩槻会長) ヒアリングの際にはこうした意見をふまえて情報交換していただきたいと思
います。

吉川委員) 人権で共通しているのは、働く場所や活動の場というのがキーポイントにな
っているのではないかと思います。

人権もいいが、働いたり活躍したりと自分が何かに役立つ場所があるということが、
自己尊重感や自信にもつながるので大切ではないでしょうか。

岩槻会長) 指針にもこの意識調査の結果を盛り込みながら進めていくことになると思
います。

それでは事務局から何か連絡事項があればどうぞ。

事務局) 今後、本日いただいた意見をふまえながらヒアリング等を行い、次回は10月あ
たりを検討しているのでよろしくお願いします。

岩槻会長) それでは本日の議事は以上とします。

(終了)